京都府後期高齢者医療広域連合情報公開·個人情報保護審査会 平成28年度第2回 会議録

- (日 時) 平成29年1月30日(月)午後2時~午後4時00分
- (場 所) 京都府国民健康保険団体連合会第1会議室
- (出席者)○ 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員(5 0音順)

秋月委員、黒田委員、圡井委員、吉田委員

京都府後期高齢者医療広域連合事務局 藤田事務局次長、塩野総務課課長補佐、 宮本業務課長、中村業務課課長補佐 ほか事務局員

(議事の要旨)

1 特定個人情報保護評価書の第三者点検について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)」第27条第1項の規定により特定個人情報保護評価を作成したところ、関係機関との情報提供・照会を開始するため、あらためて特定個人情報保護評価を行ったので、事務局から説明した。

【委員】

契約案の締結はいつ頃になるのでしょうか。

「事務局]

今、国のほうから聞いておりますのは、(3月の運用テストの始まる前には)、 恐らく2月中まで。

【委員】

その該当するところは、評価をしようがないということにならざるをえないわけですか。

[事務局]

まだ国のほうから、案が示されていないところでありますので、申し訳ないで すけれど、今この場ではお示しすることができません。

【委員】

中間サーバの契約はいつですか。

【委員】

中間サーバに関わる個人情報の守秘義務について、あのガイドライン等で示されている再委託先まで、確認をしなさいというところが、できていないという状態になります。

【委 員】

どこが契約ができてない状態で、現在の運用はどうなっているんですか。

「事務局]

今時点では、まだ、中間サーバに接続するという事務が発生しておりせんので、 契約がなくても特段支障がない状態にあります。

【委員】

要するに、従来の枠組みですんでいるということですね。

「事務局]

広域連合の中で、マイナンバーを取扱うことについて、昨年27年6月の評価 書で網羅している形にはなります。

【委員】

とりまとめ機関では、国保連合会、共済組合とか、保険者、皆入っているんで すか。

[事務局]

基本的には、保険者の分を一括で処理することになっています。

【委員】

とりまとめ機関という一つの組織ができていて、国保中央会と支払基金が合同で作った一つの組織だというふうに理解をしているんですが、契約主体としての組織はバラバラに存在するんですか。

[事務局]

契約形態は、再委託、再々委託という形になっておりますので、それぞれに契 約するという認識を今のところしているところです。

【委員】

サーバそのものは支払基金が管理するんですか。

「事務局〕

サーバそのものは中央会の方が処理をするいうことを聞いております。

【委員】

一番上の情報提供ネットワークシステムとの情報のやりとりは、とりまとめ機関がやっているんですか。

「事務局〕

29年7月からこちらの情報提供ネットワークの運用が開始いたしますので、 こちらの方に接続するような事象は、今のところありません。

【委員】

統合専用端末自身も存在はしないんですよね。

[事務局]

今、順次、各広域連合の方で準備しています。

【会長】

そもそもタイミングの齟齬みたいなのはあるんですか。どこの広域連合でも同じような状況でしょうか。

[事務局]

既に、こういった場をもって、終わっているというところもあると聞いておりますので、そこはうちと同じような状況になっていると考えています。

【委員】

委託の問題というのは、何ページのところですか。

【委員】

個人情報特定ファイルの取扱いの委託が、24ぐらいからスタートしています。

「事務局]

27ページというのが、再々委託にあたる部分です。

【委員】

京都府国民健康保険団体連合会との間でのこの個人情報の取扱いに関する委託契約、日本電気は個別の話です。府の国保団体連合会との委託に関しては、済んでるんでしょうか。そこから全部新しいものではないんですか。

[事務局]

これについてはまだです。

【委員】

厳密なものの言い方をすると、委託の部分、それの再委託、さらにそこからの 再委託にあたる支払基金の部分と、三つの契約があるわけです。三つの契約が、 どれ一つとして契約が結ばれていないということですね。

【委員】

委託先における取扱者数が書けないということになります。

[事務局]

ここのところは、基本的に国の方での人数の想定です。

【委員】

契約がなくても評価はできるということになるんですかね。

【委員】

今、想定されている契約であれば大丈夫だろう、大きな変更がなければ議論が できるかどうかですよね。

【委員】

再委託先の再々委託というのが発生するかどうか、わかっているんですか。

「事務局]

我々は、国保連の方に委託し、その再委託先が国保中央会で、再々委託先が支 払基金になっており、支払基金が実際の事務を行うことになります。

【委員】

支払基金は、どこかに事務を委託するんですか。

「事務局〕

今のところ支払基金が、実際に事務を行うという形で話がきております。特定

個人情報に関しては、再委託をした場合でも、一番最初の委託者、我々広域連合の方が、それの管理責任を負うという形になってます。もしも、支払基金が再々委託をされる場合も、私たちが、許可、同意をしてからではないとできないというような形になってます。事前に何らかの報告があって、こちらで協議させていただいた上という形になります。

【委員】

その場合は、委託事項に6番が付くんではないですか。

【委 員】

再々委託が発生するということが前提だと、別項目建てにした方が手堅いという御意見でしょうか。

【委員】

NECに委託する業務が発生されているものについても評価書に載っていますから、同様に一番末端のところの評価書に本当はいるのか、それとも丸8の文書で納得をして、そこから下の再委託は全部信用するのかということです。

【委 員】

NEC自体は再委託しないということが出ている。国保団体連合会への委託の部分というのは、どこがどう違うのですか。

【委 員】

標準システムの運用をNECに委託している。すでに、もう契約も終わっているし、アセスメントも全部終わっているんで、問題無いであろうと。今回新しくできてくるのはUSBで接続する、中間サーバ、端末、以降を指すと。

[事務局]

29年7月に向け、委託の運用の部分がそこに該当します。

【委員】

実際、最後はどこがやるのか、まだわかりません、ということですか。

「事務局」

我々としては、国保連、その先の中央会、再々委託先の支払基金、その先の部分まで管理をしなければならないと考えております。今のところ、支払基金のところで最終的な事務をすると聞いておりますので、基本的に、再々々委託は想定をしていません。

【委 員】

監督責任があると、どこかに書いてあるといいのではないですか。

「事務局〕

このPIAの中で、触れているという部分ではなく、国からの通知で管理をしていかなければならないと認識しています。

【委員】

ガイドラインでは、一番最後の再々々委託先まで管理しないといけないはずです。

【委員】

何か事務局として不都合が起こるかどうかということがあるんですか。

「事務局]

これで一応問題ないという位置づけにしていただいた中で、変わった分について、御報告するというイメージを持っております。

【委員】

読まれる方によって、多分、読み方が変わると思うんですけど、一般的にいう と条件付きでしょうか。

【委 員】

条件付き承認ですかね。

【委 員】

この書類が確認できれば、それで承認しましょうか、という形にしておけば、 大きく間違えたことはしないでしょうから、書類がでてきたら確認して条件付き で承認しましょうというのがいいと思います。

【委員】

監督責任というのは、結果オーライでないとき限りは若干出てくるのでしょうけど、最終的に再委託、再々委託のところに実際に何かエネルギーを使うというのが、例えば広域連合でもって、現実的にはゼロなんでしょう。そこのところで、委託をきちっきちっとされているということは当たり前のことであって、そのことで同時並行で作業してるわけですよね。

[事務局]

今回、これを想定して作ったとしか思えないんです。こういう委託を2回、3 回やらざるをえないという中で、作られたようなもんだと思います。

【委員】

個人情報委員会という別の組織が作ったガイドラインが、別の組織である厚生 労働省を含む行政機関に義務付けたもので、ガイドラインどおりかどうかを判断 するのは個情委です。委託体制図がでてきたら、それをもって確認するというこ とをもって承認するのも一つの手だし、最後まで承認も全部再委託先まで全部作 るのも一つの手でしょうか。

【委員】

事務局として何かお考え有りましたら。聞かせていただきたいですね。

「事務局〕

我々としても、このスケジュールの部分がありますので、難しい部分が正直あるんですが、今の現状としては、一旦、今の現状の部分として御確認をいただいたとしていただき、追って、契約の追加で出てくる部分については、皆様にご説明を申し上げる中で、御確認をいただくという形で御容赦いただけたらと思っています。

【委員】

この会は、メール審議は規定上ありましたか。

[事務局]

規程上、審査会を開くということになってます。

【委員】

原則はわかるんですけどね。例外的措置はできませんか。

「事務局]

ある程度条件付きでご確認をいただいたものを補足説明を事務局の責任で各 委員の方にすることは可能です。

【委員】

郵送とかになるんでしょうが、時期、形式等は事務局におまかせします。 そういうことでよろしいですか。

それでは、次の質問どうぞ。

【委員】

委託、再委託の関係で、何が委託されて、何がどうなのかという議論で、サーバを全部委託していくのは、結構ばらばらとなってるんですか。別管理なのか、 最終的に保守運用保守だけなのか。

「事務局]

委託事項の3につきましては、国保連と再委託先の中央会ということで、実際中央会になりますが、実際に、マイナンバーを直接やりとりするわけでなく、枝番を付けまして、実際は情報漏えいとか起きても大丈夫なように処理をするのがこの段階という形になります。

【委員】

ここからの再委託は、どうなりますか。

「事務局〕

支払基金の業務になり、システム機構の方とやりとりをして、情報の取得であったりとかをするような役割になります。

【委員】

機関別符号を取得する作業と、それから個人情報を本人を確認する作業とは、全部、基金にある、そのとりまとめ機関のサーバの上でやりますということです。 資格確認の問い合わせはとりまとめ機関までいくんですよ。 3、4、5は全部データがどこにあるかで、データを管理する作業はぜんぶ向うでやっといてくださいと委託しています。持ってる資格がどんどん変わっても記録は全部あるし、勝手に把握してください。委託事業の2は、請求審査及び支払の一部なんですよ。 「事務局〕

支払等の一部とは、本来、保険適用でしたら10割分で、9割分が保険から出て、1割分が本人負担という形になるんですけれが、京都の場合、健管事業といって、身体障がい者手帳をもっておられる方でしたら、こちらの方で事務をしたりするので、一部と記載しています。

【委員】

再委託事項の2というのは、毎回の保険の資格確認のための2番ですよね。ということは、やっていることは、少しずつ違うんですね。

[事務局]

2番と3、4、5と別の形ではあります。2番は情報提供ネットワークで、マイナンバーを扱うにあたって国保連合会の方にも委託している部分があるとい

う書き方になっているけれども、3、4、5は、情報提供ネットワークの中なんですが、資格の管理までは連合会の方に委託先が書いてあり、その先の中間サーバにおけるところまで行くと、支払基金がでてきたりという形で、事務を分けて書いています。

【委員】

さっき、(ログの確認を)適宜行うということで、その都度動く、定期点検はしないということですか。

「事務局〕

期間をとらずにタイミングでというような表現です。

【委員】

一般的にこの手のシステムで毎月この大量のデータに関してこれをやるのはまず無理だろうと、定期的にという表現であれば、年1回とかなんかそういう緩い形にしといたほうがいいでしょう。そうではなくて、必要に応じてと書いといたほうが、緩くはなりますよね。保護評価書に書いてしまうと、そのとおりやったかどうかのアセスメントの話になってくるんで、やりましたという記録を出していかないといけない。そうではなくて、そこでは縛ってないんだけど、自分たちの内部文書でこのぐらいでやりましょうと縛っておいて、必要に応じて、例えば、年1回やります、やりましたという記録を出していただく形にしたら現実的でもあるし、その評価書に対してちゃんと仕事をしていますという評価になる。月1回やりますと書いて、月1回、事故があるときもありますから、本当にできなかった場合に、評価したときにアウトという話になるので、そうしない方がいいんではないですか。単に手を抜いてくださいという意味ではないんです。このあいだの私の話の趣旨としては、そういう趣旨で話をしていました。管理できっこないことを管理すると書くのはやめましょうと、月1回なんて、一般的にとてもできないはずです。

【委員】

ルーティーン的にというか、年1回いくかいかないかっていうことも場合によってはあるかもしれないけれども、問題が起こったりなんかがあったりしたということを、全部あわせてできないという表現になってるという理解でよろしいんではないかと思います。

【委員】

この書き方であれば、全突合しなければいけないと思いますけど、情報提供等記録についての確認をその都度と書かれていれば、サンプリングテストでいいはずですので、お仕事できる範囲で、年1回以上はしていただいて、こういうことをしましたという報告でいいんではないかと思います。

【委員】

事務局でまとめて、お含みいただいているという御理解でということで。ほかになにか。

【委員】

被保険者の枝番号はどういうふうにして、例えば、32ページで、これは今ま

では付けてなかったがこれからは付ける。

「事務局]

今までは外部とマイナンバーをやりとりすることはなかったんですけども、今後、情報提供ネットワークを使用するにあたり、直接、マイナンバーを取扱いますと重大な情報がもれてしまうので、それを回避するために各被保険者に枝番を付けることに。

【委員】

枝番というのはどんな番号。基本的なイメージは。

「事務局〕

桁数も何もわからない形になっていると思います。

【委員】

外に対して聞く必要があるとき、適宜番号が付くというイメージですか。

「事務局]

情報提供ネットワークの中に関しては、枝番だけでやりとりするイメージです。

「事務局]

マイナンバーの仕組み上は、マイナンバーはそれぞれ持っているんですが、情報提供ネットワークに出るときには、符号という番号を別個に作って、その符号を介して情報を連携しましょうという考え方になっていますが、うちが今回はいる保険者向サーバの中で、別にもう1個枝番という番号を振るということを資料上示されております。医療保険者に関しては、別の番号をもう一つ持つように進んでいます。

【委 員】

私はマイナンバーを知ってるが、符号、枝番というのは知りようもない。

[事務局]

機械どおしで情報をやりとりする中で、マイナンバーが使えないから、それが 類推できないような番号に置き換えてやりとりするという考え方です。

【委員】

被保険者枝番とは、被保険者証に書かれている、家族だって4人いたりするけれど、それに全部枝番を付けるというものではないんですか。

【委 員】

ダッシュ何々みたいなやつですか。

【委員】

被保険者枝番ですべてのデータがとりまとめ機関の中間サーバの中で管理を されてるはずですね。符号というのは、広域連合と取りまとめ機関の間の青い矢 印に載っているところのデータ部に付けられる番号ですよね。被保険者枝番とい うのは、番号自身がこっちに流れていることはないんですよね、違いますか。

[事務局]

被保険者枝番は来ます。

【委員】

昔の保険証の番号みたいなんが、ここで使われるわけではない。

[事務局]

保険証の番号を単体で使うということではなくて、多分桁数が増えるのだと思います。単純にハイフォン云々というものではなさそうというところです。

【委員】

46ページのところで、中間サーバ云々と、さっきの匿名化ということなんですか。

「事務局]

広域連合と市町村で、情報のやりとりするときに、専用回線があるんですけれ ども、そこで暗号化のデータを送るというやりとりをすることになっておりま す。現在もやっているような処理です。

【委員】

現段階で、この評価書についてのある程度の判断をしなければいけないということは変わりませんので、特に、委託、再々委託に関する契約書は、事後的に御報告をいただき、場合によっては、実質的な意見が委員から出てくるかもしれないということを一つの前提に置いて、審議の結果、評価書については適当であると、いうことでよろしいですか。

はい、ありがとうございました。

評価書の取扱い等について、事務局から、新たに何か現段階で補足していただくことがありましたら、よろしくお願いします。

[事務局]

先程の契約の件ですが、今後のスケジュールを考えると、そう遠くないところで出てくると思っていますので、決まってきましたら、速やかに、御確認いただきたいと思っています。

【委員】

後日、評価書提出した時点のもので結構ですので、評価書提出の御報告の方お 願いします。

2 セキュリティーポリシーの改正について(報告事項)

広域連合が定めているセキュリティーポリシーについて、平成28年10月に改定 したので、変更点を事務局から説明した。

【委員】

これと今の説明とはどういう関係。

「事務局〕

こちらのほうは、資料の方が変わっている部分。追加しているものを簡単に羅 列したものをつけさせております。

「事務局〕

28年10月全部改正というものを出しております。

【委員】

そのままあてはめたという感じですかね。

「事務局〕

京都の状況等、特殊事情のあったりする部分を反映させているものです。

3 個人情報保護法等の一部改正と今後の個人情報保護制度について (報告事項)

個人情報保護法(平成15年法律第57号)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)の一部が改正され、その改正趣旨を踏まえた広域連合の個人情報制度について、検討を要すると思われる事項や今後の対応等を事務局から説明した。

【委員】

利活用というのは、当然情報が動くわけで、よくないことが起こる。利活用という言葉はこれまでなかったんだけど、それが入るということになったと、そういうご説明ですね。

「事務局〕

はい。あと、座席の方に置かせていただいた新聞記事は、個人情報の利用等に 慎重な意見があるということで用意しました。裏面の方が、個人データの利活用 という流れの中で、次の通常国会に法案が提出されるということが載りました関 係で、あくまで参考の情報提供ということです。

【委員】

これはどんなイメージなんですか。

「事務局]

個人を特定するのは、被保険者情報としての住所、氏名、生年月日、で性別、 等です。その部分を何項目かを抜き出し、ある作業を加えて、個人が特定できる ものをそれに置き換えたものに作って、それを利用するという考え方と理解をし ています。

【委員】

匿名加工自身は、匿名加工のガイドラインが個人情報保護委員会のガイドラインが出ていて、個人情報と一般的にいわれてる4情報をわからないようにマスクする、或いは、加工する、そういう状態にしたデータのことを匿名加工情報といいますと法的には定義をされています。医療分野では、一般的にはアメリカのHIPAAガイドラインがよく使われていて、ガイドラインに沿ってデータの加工を行って、これで匿名化がなされたという判断で使うことができるものです。多分、それに近いものになるのではないかと言われていますが、具体的な事例は提示されていません。この新聞記事の次世代医療基盤法案ですが、基本的な立てつけは、国が認証した三つから五つぐらいの、医療データを取り扱う銀行を作りま

す。そこに問い合わせを出せば、そこはデータを加工してくれたりとか、分析結果をくれたりとか、いうようなことをするというような仕組みです。

【委員】

情報銀行を作り、情報銀行に情報を出すのは。

【委 員】

医療機関です。医療機関が、医療法に基づいて個人の同意を得ずに、医療行為の中で取得したデータを集積をし、匿名加工したり、統計処理をしたりして、渡すことができるような機関を作るというものです。医療行為やってる限り収集できるデータを、同意のないまま二次利用できるようにするというのが基本的な考え方です。もちろん、同意がないということは断れないという意味ではなくて、僕のデータを使わないで欲しいという権利、オプトアウトといわれるものがありますから、オプトアウトによるデータの保護に関して担保することも議論されています。

【委員】

これで情報がどうこうということはないと。

【委員】

NDBという厚生労働省が集めているデータベースがあるんですが、これは、 高齢者医療確保法に基づいてデータ収集しているので、民間活用はできない、そ の法律の下でしか分析してはいけないことになってます。

【委員】

指針というのは、最後に書いてあるのがそれですか。

【委員】

一番最後の部分に書いてあるのは、今回の法案とは別です。厚生労働省がもっているレセプト、NDBといわれるデータベースで、法では第三者利用してはいけないとなっていたのが、内閣の決定で第三者利用をしてもいい枠組みを作りましょうということが閣議決定されていて、それに基づいて、既に第三者提供が行われています。レセプトのデータは、広域連合に関わる話として、独自に匿名加工情報を提供する仕組みを自分たちで作らなければいけないかどうか、クエスチョンだということですが、私もそう思います。わざわざ作らなくても、もっと大きな範囲でNDBを使えば、データ収集ができるようになっています。

「事務局]

レセプト情報は、法律に基づき無条件に提供しています。

【委員】

国保中央会が集められたデータはNDBと呼ばれているデータベースで、国保中央会さんが持っているのはKDBでしたか。

[事務局]

KDBの利活用は、市町村が行っている仕組みです。2年前に審査会の方でご議論頂き、私共のもっているレセプト情報と、市町村がもっている介護と、それから健診事業の情報を突合し、市町村の施策に生かす仕組みです。正式にKDBが動き始めまており、申請にあたっては相手方の市町村の審議会とかの意見、若

しくは個人情報の取扱いについて確認し、了承してきているという状況です。

個人情報の利用、提供の依頼については、またいろいろと出てこようかと思いますので、利活用の制度化とは別に、従来どおり制度の運用上、委員の御意見を 頂戴しながら対応していきたいと考えています。

【委員】

オプトアウトですが、本人がこういう形でデータを使ってくれるなということ を有りにすると、データ全体歪んだりしないんですか。

【委 員】

それは、起こりえます。国民全体のデータの内の何パーセントがそういうふうにオプトアウトされるかという話で、これは、もうやってみないと分かりません。国際的にみると、日本がモデル的に使おうとしているのは、北欧のバルト三国のエストニアという国ですね。世界で一番電子化が進んでいる国で、全てが電子政府化されていて、車の免許証の発行も、実は免許証を発行しなくて携帯電話を見せると免許証がそれに載っているという世界なんですが、現時点でのオプトアウト率は、国民の1%に届いていないという説明を聞いてますから、それほどオプトアウトは出ないと想像されているということだと思います。

【委員】

個人情報保護法の改正とのからみぐあいで、条例の改正については、もちょっと様子を見ようということですか。

[事務局]

定義につきましては、近隣の自治体の状況も確認させていただいて、どういった定義の置き方がいいか、確定できましたら御相談して条例改正にかかりたいと考えております。利活用については、かなり慎重にしていきたいと思っておりまして、引き続き検討、研究という程度に収めたいと考えてます。

【委 員】

いつまでにしなければならないというご指示はないんですか。

[事務局]

法律の改正にしたがって、適切に対応しましょうということは示されています。

【委員】

条例を一本化するような噂があると、新聞報道レベルで時々聞くんですが、まだ、具体的にはでていないと思っていいんですか。

「事務局]

直接の所管が総務省になりますが、総務省の大臣のコメント上は、まだ考えてないということになっています。全部の自治体が全部ばらばらに条例を持ってるんで、すぐにということにはなってないと思います。ただ、急に話が変わることもあります。

【委員】

現在、個人情報として扱っていて、そこに相続人が請求をしたときは、どういう対応をしているんでしたか。

[事務局]

遺族の方からのレセプトですね。審査会の御意見を頂戴し、準じた形の開示請求としております。

【委 員】

個人情報に準じて開示している。

[事務局]

要綱を定めています。

【委 員】

そうしましたら、先程の評価書のことについては、前提がついておりますので、 その点のほうは、まずは、欠席の委員にもご説明いただき、今後の審議形式等に ついては、事務局と私で相談させていただいて、適宜、すませると、いうことで 御了解いただけますでしょうか。

はい、ありがとうございました。

一 閉会 一